

令和 7 年第 12 回守山市農業委員会総会議事録

第 12 回守山市農業委員会総会を市役所 3 階 31・32 会議室において招集する。

令和 7 年 12 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員指名

(3) 提出議案

議第 47 号～議第 48 号

議第 47 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等
促進計画案に対して、意見を求めるについて

議第 48 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて

報告第 53 号～報告第 56 号

報告第 53 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届
出の報告について

報告第 54 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届

出の報告について

報告第 55 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につい

て

報告第 56 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解

約通知について

2 出席委員

1 今井 清市	2 本城 康吉	3 杉江 和
4 國枝 敏孝	5 木村 喜代子	6 深尾 円
7 大島 常弘	8 村瀬 伸一郎	9 岡本 良一
10 高橋 謙二	11 服部 重信	12 辰市 祐洋
13 西 直幸	14 大崎 恭義	15 九重 智子
16 千代 博	19 寺田 安喜雄	20 西村 明弘
21 宇野 正	23 西村 正秋	24 西村 潔
25 山本 麻紀代	26 秋山 新治	

3 欠席委員

17 番	今井 誠二委員
18 番	西出 登志和委員
22 番	中島 耕治委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	事務局長	武田 雅義
局 員	参事	寺田 篤司
局 員	専門員	柿本 勝幸
局 員	指導員	岡田 裕次
農政課	課長	福嶋 信宏
農政課	主事	佐々木 仁志

○事務局長

本総会は委員総数 26 名中 23 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 7 年第 12 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 7 年第 12 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 1 件、その他案件 1 件、

報告案件 4 件の合計 6 件でございます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

続いて、現地確認者は各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●● 委員と●● ●● 委員ですが、4 条と 5 条の許可案件がございませんでしたので、現地確認当番委員の現地確認は実施いたしませんでした。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

9 番 岡本 良一 委員

12 番 辰市 祐洋 委員

を指名いたします。

○議 長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

それでは議題に入ります。議第 47 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 47 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対して、意見を求めることがあります。

以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第47号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (会議規則第9条議案の説明)

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対して、意見を求めることがあります。

【議案説明前に、取り下げの案件の説明があり、続いて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の内容を説明】

以上で、議第47号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

審議に入る前に、本件については関係者に委員がおられます。つきましては、「農業委員会等に関する法律 第31条（議事参与の制限）」に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことから、その議案の関係者である委員には審議に関して退席していただくこととなります。

まずは、新規設定の令和8年1月1日始期日の37番から39番を審議いたします。本件の関係者である、

議席番号●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

(1名の委員 退室)

○議長

ただいまの、新規設定の令和8年1月1日始期日の37番から39番に対して、質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

よって、本件の議第47号の新規設定の令和8年1月1日始期日の37番から39番は、「意見なし」とすることに決しました。

○議長

それでは、●● ●●委員

に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議 長

続いて、議第47号の新規設定の令和8年1月1日始期日の72番から101番及び再設定の1番から4番までを審議いたします。本件の関係者である、

議席番号●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

(1名の委員 退室)

○議 長

ただいまの、新規設定の令和8年1月1日始期日の72番から101番及び再設定の1番から4番までに対して、質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

よって、本件の議第47号の新規設定の令和8年1月1日始期日の72番から101番及び再設定の1番から4番は、「意見なし」とすることに決しました。

○議 長

それでは、●● ●●委員
に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議 長

続いて、議第47号の新規設定の令和8年1月1日始期日
の156番を審議いたします。本件の関係者である、

議席番号●番 ●● ●●委員
に、退室をお願いします。

(1名の委員 退室)

○議 長

ただいまの、新規設定の令和8年1月1日始期日の156
番に対して、質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

よって、本件の議第47号の新規設定の令和8年1月1
日始期日の156番は、「意見なし」とすることに決しました

た。

○議 長

それでは、●● ●●委員

に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議 長

続いて、議第47号の新規設定の令和8年1月1日始期日の193番から196番及び再設定の66番を審議いたします。本件の関係者である、

議席番号●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

(1名の委員 退室)

○議 長

ただいまの、新規設定の令和8年1月1日始期日の193番から196番及び再設定の66番に対して、質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

ないようありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

よって、本件の議第 47 号の新規設定の令和 8 年 1 月 1 日始期日の 193 番から 196 番及び再設定の 66 番は、「意見なし」とすることに決しました。

○議 長

それでは、●● ●● 委員
に入室を認めます。

(1 名の委員 入室)

○議 長

続いて、議第 47 号の新規設定の令和 8 年 1 月 1 日始期日の 403 番から 405 番までを審議いたします。本件の関係者である、

議席番号●番 ●● ●● 委員
に、退室をお願いします。

(1 名の委員 退室)

○議 長

ただいまの、新規設定の令和 8 年 1 月 1 日始期日の 403 番から 405 番までに対して、質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

よって、本件の議第47号の新規設定の令和8年1月1日始期日の403番から405番は、「意見なし」とすることに決しました。

○議長

それでは、●● ●●委員
に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議長

続いて、議第47号の新規設定の令和8年1月1日始期日の411番を審議いたします。本件の関係者である、

議席番号●番 ●● ●●委員
に、退室をお願いします。

(1名の委員 退室)

○議長

ただいまの、新規設定の令和8年1月1日始期日の411番に対して、質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

よって、本件の議第47号の新規設定の令和8年1月1日始期日の411番は、「意見なし」とすることに決しました。

○議長

それでは、●● ●●委員

に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議長

続いて、議第47号の耕作者変更の1番から7番を審議いたします。本件の関係者である、

議席番号●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

○議長

ただいまの、耕作者変更の1番から7番に対して、質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

よって、本件の議第47号の耕作者変更の1番から7番は、「意見なし」とすることに決しました。

○議長

それでは、●● ●●委員
に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議長

続いて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案で、委員が関係していない案件を審議いたします。

○議長

ただいまの、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案で、委員が関係していない案件に対して、質疑をします。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

よって、本件の議第47号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案で、委員が関係していない案件は、「意見なし」とすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長

続いて、議第48号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第48号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局

ただいま議題となりました議第 48 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書 24 ページ、位置図は PDF の (10 分の) 2 ページからとなります。

これは、農地の今までの権利移動を行うことについての許可案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 3/10)

土地の所在地は、○○町 ○○ ○○○番○ 1,155 平方メートルの田です。

譲渡人は、○○町○○○番地○ ○○○号 ○○ ○○さん ○○歳。譲受人は、草津市○○町○○○番地○ ○○ ○○さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、148.2 アール、通作距離は、10.9 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 4/10)

土地の所在地は、○○町 ○○○○ ○○○番○ 132 平方メートルの畠です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、0アールですが、これまでに家庭菜園の経験をお持ちであり、申請地において、季節野菜の栽培を予定されております。通作距離は、自宅の隣接地ということですので、0キロメートルとなっております。

3番の案件です。(位置図 5/10)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,365 平方
メートルの田です。

譲渡人は、大津市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇-〇〇〇号
〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、草津市〇〇町〇〇〇
〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、146.8 アール、通作距離は、8.7 キロメートルです。

以上の案件につきましては、

農地法第3条第2項第1号から第6号までの各要件に

該当または抵触しませんので、許可相当と考えます。

以上で、議第 48 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1 番と 2 番の案件を ●● ●● 委員にお願いします。

○●番 ●● ●● 委員

事務局より説明がありました、1 番と 2 番の案件ですが問題はないと判断しました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、3 番の案件を ●● ●● 委員にお願いします。

○●番 ●● ●● 委員

事務局より説明がありました、3 番の案件ですが地目は田ですが、現況は柿の木が植わっており譲受人としては、果樹園として利用する意向です。譲受人は、草津市在住ですが農業も営まれており、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「あり」の声あり

○●番 ●● ●●委員

3番の案件ですが、この農地について農地パトロールはどのようにされていましたか。

○●番 ●● ●●委員

この農地については、今年になってからは、あまり草刈り等はされていませんが、元々この方の亡くなったお父さんが、年に3回程度は草刈り等をされており、保全管理はされておりましたことから、遊休農地の報告には上げおりません。

○●番 ●● ●●委員

一般的に休耕田で、田として利用できない農地について、畠への地目変更等の指導はされないのでですか。

○事務局

田も畠も農地というくくりの中では同じですので、こちらから指導は行っていません。ただ、実際水利費等もかかるため、それが嫌だという場合は、本人の判断で地目変更の届出をされるものと考えております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長

次に、報告事項に入ります。

報告第53号から第56号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書記

報告いたします。

報告第53号 農地法第4条第1項第7号の規定による
届出の報告について

2件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第54号 農地法第5条第1項第6号の規定による

届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 55 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

5 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 56 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

16 件の通知です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

報告第 56 号の賃貸借契約解約の案件ですが、自作とあるのは所有者が自作をされるということですか。

○事務局

通知書に記載されている解約理由が自作となっているため、その予定であると思われます。

○議 長

他に何か質問はありませんか。

===== 「なし」の声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 00 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 7 年 12 月 23 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

9 番 岡本 良一 委員

12 番 辰市 祐洋 委員